

「経済財政改革の基本方針2008」に盛り込むべき事項

先日、「地方分権改革推進委員会」から「第1次勧告」が出され、第二期地方分権改革の第一歩として、地方への事務・権限の移譲や、地方の自由度の拡大など、真の分権型社会の実現に向けて取り組むべき事項が示された。

「第1次勧告」に盛り込まれたこれらの事項をはじめ、今後、順次出される勧告の中で示される予定となっている国の出先機関や税財政構造の改革は、生活者の視点に立つ「地方政府」の確立を目指すものであり、地方の成長力を強化し、日本経済の明るい将来像を築く上でも欠かせない取組みである。

地方自治の当事者である我々は、地方分権改革の実現に向けて、日々全力で取り組んでいるところであるが、政府においても、地方の意向を十分踏まえ、改革に向けた本格的な取組を早急に進められることを期待しているところである。

そこで、当面の経済財政運営の指針となる「経済財政改革の基本方針2008」(骨太方針2008)の策定に当たり、次の事項を盛り込まれるよう求める。

1 第二期地方分権改革について

個性豊かで活力ある地域社会を実現するため、「地方分権改革」を骨太方針2008の最重要政策に位置づけ、国と地方の役割分担を徹底的に見直し、効率的な行財政システムを構築し、真の分権型社会の実現のため、国を挙げて取り組むこと。その上で、国から地方への権限移譲、義務付け・枠付けや関与の廃止・縮小、国の出先機関の廃止・縮小や大都市制度の見直し、「地方共有税」の導入、「(仮称)地方行財政会議」の設置などの取組みを速やかに実現できるよう分権推進の方針を明記すること。

2 地方税財源の充実強化について

地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築に向けて、国と地方の役割分担に応じた税財源の充実確保を推進することとし、次の事項を明記すること。

(1) 地域における行政サービスの大半を担う地方自治体の責任に見合う地方財源の確保に取り組むこと。その際、検証できる目標設定の重要性に鑑み、国と地方の税源配分について、当面5：5を目標とすること。

- (2) 新たな地方税財政制度の検討に際しては、大都市圏における需要についても的確に反映するなど、それぞれの地域の特性に応じたものとする。
- (3) 地方交付税については、国の歳出削減を目的とした一方的な削減は行わず、地方公共団体の安定的財政運営に必要な地方交付税を復元・充実すること。
- (4) 道路特定財源の一般財源化に当たっては、道路整備も含めそれぞれの地域のニーズに応じた施策展開が可能となるよう、これまで以上の額を「地方枠」として確保するとともに、その用途を地方自らの責任と判断で決められるようにすること。

3 国庫補助負担金改革等について

国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金については全額廃止し、所要額を税源移譲すること。また、単なる補助負担率の引下げ等は、国の関与の縮小や国・地方を通じた効率的な行政運営にそぐわないことから、決して行わないこと。

直轄事業負担金については、事業主体が負担すべきであり、責任の明確化のためにも廃止すること。

平成20年6月20日

神奈川県地方分権改革推進会議

神奈川県知事	松沢 成文
神奈川県議会議長	榎本 与助
神奈川県市長会会長	石渡 徳一
神奈川県市議会議長会会長	松中 健治
神奈川県町村会会長	島村 俊介
神奈川県町村議会議長会会長	笠原 俊一
横浜市長	中田 宏
横浜市会議長	吉原 訓
川崎市市長	阿部 孝夫
川崎市議会議長	鏑木 茂哉